

研究論集

第3集

特集

20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(1)

2006年11月

河合文化教育研究所

■ ■

〔特集〕20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(1)

20世紀国際政治史研究会

はじめに	5
1920年代のヨーロッパ国際関係	加藤正男 9
民族自決論と戦後秩序 パウアー、ウィルソン、レーニンの交錯を中心に	鈴木是生 25
21世紀初頭の日本における太平洋戦争前史の研究状況展望	義井博 41
NSC68の現代史的意義 ブッシュ・ドクトリンの先例	加藤正男 45
アイゼンハワー、ケネディ政権とコンゴ危機(1960-63年)	三須拓也 61
ジョンソン政権の「貧困との戦い」の核心問題	山田敬信 75
ジョンソン政府最後の1年(1968年)のベトナム戦争政策	
October Surprises か November Surprises か	福田茂夫 81
ニクソン大統領のベトナム戦争	
Jeffrey Kimball, Nixon's Vietnam War, 1998の紹介	福田茂夫 93
ボスニア紛争調停の「世界化」か「ボスニア化」か	
1992年8月ロンドン・旧ユーゴスラビア国際会議に関する二つの性格規定	吉留公太 105
ユーゴにおける「介入」の変遷と国家の統合・解体	定形衛 123
裁判記録の中の John Hathorne, Assistant	竹本健 135
死者との断絶 - 親鸞とルターにおける「信仰」宗教の成立	中谷博幸 147
近代啓蒙と女性	森田美芽 159
9・11テロと国際法	樫啓介 171
君主独裁政治前史二題	谷川道雄 185
『近世文学史論』に至る「前史」 内藤湖南の「天職論」の意味	山田伸吾 203

2005年9月に創刊された『研究論集』は、第1集・第2集では「アジアの歴史と近代」と題して河合文化教育研究所・北京大学歴史学系共催の4回にわたる学術討論会を特集したものでしたが、この第3集の特集においては「20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(1)」と題して河合文化教育研究所の「20世紀国際政治史研究会」の会員による研究論文を中心に編まれることになりました。

「20世紀国際政治史研究会」は、1996年に河合文化教育研究所客員研究員としてお迎えした柳澤英二郎愛知大学名誉教授を研究顧問として設立されました。会員数は約40名で、河合塾の主に地歴を中心とする講師・名古屋およびその近隣の大学の研究者や高校の教師・国際政治に関心をもつ市民などにより構成されています。研究会の活動の中心となる例会は2006年11月現在で54回を数えます。本研究会では、柳澤英二郎先生の指導のもと、「革命と戦争の世紀」といわれた20世紀の歴史を、国際政治史の視点から再考察を試み、「冷戦」の再評価を含めた最近の研究動向およびユーゴスラヴィア問題（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ問題・コソボ問題）や中東問題といった今日的な問題などにも焦点をあてることに努め、研究会の例会では、会員と遠隔地などからゲストとしてお招きした研究者の方々によって国際政治史の様々なテーマについての研究報告が行われてきました。

柳澤英二郎先生は、健康上の理由から2005年3月に河合文化教育研究所の客員研究員と20世紀国際政治史研究会の研究顧問を退かれました（現在は、20世紀国際政治史研究会の終身名誉研究顧問です）が、今回の『研究論集第3集』の発行にあたり「情勢分析」にかかわる次の文章をよせて下さいました（タイトルは20世紀国際政治史研究会の事務局）。

* * * * *

現状をどう見るか ブッシュ政権への提言

新聞のスクラップをパラパラめくっているうちに、03年5月の分から面白い記事を見つけた。一つはラムズフェルド米国防長官の発言で、

（なお一部は危険な抵抗が残っているが、）「主要な戦闘の時代から安定と復興の時代に移ったと思うと述べ、終戦を宣言した」[カプール5・2共同]

しかし今日もなおアフガン戦争は続き、むしろ激化しているのは周知の事実だ。なぜか？
もう一つの記事はおぞましい事実を示す。

[バグダッド5・10共同]

「10日付のイラク紙サマンは、南部ナジャフの二カ所から女性の遺体多数が見つかり、地元住民が9日、同市内の基地に移したと報じた」

同紙によると女性たちは1991年のシーア派住民の蜂起の後、ラマダン副大統領の命令で生きのまま埋められた。一カ所からは後ろ手に縛られた20人の女性の遺体が発見された。もう一カ所からは20人の遺体……

「イラク南部では湾岸戦争後、シーア派住民が反フセイン〔大統領〕闘争に立ち上がったが、米国の支援を得られず、イラク軍に鎮圧された」

話は変わるが、イラクの民主化につき、ブッシュは「モデルは日本」と楽観している。しかしエジプトの一女性社会学者の悲観論が忘れられない。「イラクは部族主義の残る社会なので、民主化は極めて難しいだろう」と語ったのだ。

ナジャフの記事は部族主義のあらわれではないか？ 部族主義の色濃いアフガンやイラクは、それゆえに戦いになれば、恐ろしく強いのではないか？ もしそうなら、第三世界に介入する戦争にかかわるアメリカは、武器や戦略・戦術よりも、まずはそこがどんな社会か、それがいかなる心理、行動を生んでいるかという社会学、そういう「戦争の社会学」をまず勉強すべきであろう。

2006年9月23日 柳澤英二郎

* * * * *

以上です。かつて愛知大学の柳沢ゼミでは、新聞のスクラップが義務づけられ、スクラップから抽出した生のデータによって情勢分析を行い、いくつも仮説をたて、さらにその後抽出した生のデータで仮説を論証することが求められました。この地道な作業を柳澤先生自身は数十年にわたって続けられ、それを土台としてライフワークとなった『戦後国際政治史』～とその別巻にあたる『逍遥現代国際政治史の世界』（共に柘植書房新社刊）を執筆されました。特に『戦後国際政治史』の最後の巻と別巻は、20世紀国際政治史研究会の指導をされつつ書き上げられたものでした。20世紀の国際政治史を研究する者は常に現在の国際政治の動きを視界に納め、注視しています。今回、「20世紀国際政治史研究会」は、長年にわたる研究成果として、8人の会員による10本の研究論文を発表することになりました。各論文は同研究会での報告をベースに、最近の研究動向をふまえて書かれており、斬新な切り口からの論考になっているものと確信しています。そしていくつかの論文は現在のブッシュ政権の対外政策を念頭に置いて書かれています。ぜひそうした点にも注目してお読みいただければと思います。

これらの成果は、「20世紀国際政治史研究会」の活動を会員としてあるいはゲストとして支えて下さった多くの皆様と、河合文化教育研究所の支援によって得られました。以下に感謝の意を込めてゲストとしてご協力いただいた研究者の方々のお名前を列挙いたします（敬称略、肩書は報告時のもの、報告テーマは一部圧縮しております）。

前田慶穂（金沢大学名誉教授、中東和平の現状）、佐々木雄太（名古屋大学法学部教授〔現愛知県立大学学長〕、イギリス帝国とスエズ戦争）、藤城和美（愛知大学法学部教授、朝鮮開国と日清・日露戦争期の米外交）、江口圭一（愛知大学法学部教授〔故人〕、日本帝国主義史研究の分析視角）、鈴木隆史（名城大学商学部教授、大東亜共栄圏／東南アジアにおける日本軍政）、宜野座伸治（マカオ大学人間社会学系助教授〔故人〕、日中・太平洋戦争期の日・マカオ関係）、木畑洋一（東京大学大学院総合文化研究科教授、第二次大戦後のイギリスのアジア政策）、板垣雄三（東京大学名誉教授、「イスラーム原理主義」をどうみるか）、中西久枝（名古屋大学大学院国際開発研究科教授、中東イスラーム世界との対話・民主化の可能性）、木坂順一郎（龍谷大学名誉教授、十五年戦争期の政治・外交史研究）以上です。なお、会員として「20世紀国際政治史研究会」の活動を支えて下さり、今回研究論文を執筆していただいた研究者の方々も、当初はゲストとして研究報告をされておりますがお名前は割愛させていただきました。

なお、20世紀国際政治史研究会においてはそれが実証的な研究である限りにおいて自由な議論がなされております。したがって各論文の主張は河合文化教育研究所や20世紀国際政治史研究会の立場を示すものではなく、文責は各執筆者に帰するものであることをお断りしておきます。

2006年10月

1920年代のヨーロッパ国際関係

加藤 正 男

世界最初の総力戦といわれた第一次世界大戦は、ドイツとその同盟国の敗北で終結した。英・仏を中心とした西ヨーロッパは、大戦に勝利したものの国力は疲弊した¹⁾。大戦後、ヨーロッパ各国は、ヨーロッパ主導の国際秩序をいかに構築、保持するのか、ということできまざまな道を模索した。具体的には、イギリスは覇権国家の地位を保持する方策を、フランスはドイツに代わって大陸の覇権を確保する方策を、また敗戦国ドイツはかつての大陸での大国の地位を回復する方策を、といったことであった。このイギリス・フランス・ドイツがこれらの課題を解決するさいに考慮すべきファクターが、1917年の革命で成立した社会主義国ソ連と、政治的・軍事的・経済的面で台頭してきたアメリカ合衆国の存在であり、この両国を無視することは出来なかった。

そこで、本稿では、1920年代のイギリス・フランス・ドイツの動向を中心に、この3国の対米、対ソ政策に焦点をあてて、国際関係史ではなく国際関係という観点から考察してみる。

1920

(1)

第一次世界大戦の結果、ヨーロッパは二つのモデルに直面した。一つのモデルは、市場経済重視・小さな政府 というアメリカ合衆国型資本主義モデルであり、もう一つのモデルは福祉重視・大きな政府 ともいうべきソ連社会主義モデルというものであった。これに対して、ヨーロッパが追求したのが、市場経済+福祉重視・大きな政府 というべきヨーロッパ型資本主義モデルであった²⁾。

1) 近年、最初の総力戦および世界大戦は日露戦争である、という研究成果がある。横手慎二氏によれば、「20世紀の始まりは日露戦争であり、第一次世界大戦が20世紀の出発点とされてきたのはヨーロッパ中心の歴史観にすぎない」としている。さらに、デイビッド=シンメルベニック氏は、日露戦争を第一次世界大戦の先例として、同戦争を「第零次戦争」と呼んでいる(読売新聞取材班『検証日露戦争』2005年、中央公論新社)。

2) 福島清彦『ヨーロッパ型資本主義』(講談社現代新書、2002年)『アメリカ型資本主義を嫌悪するヨーロッパ』(亜紀書房、2006年)。

このような、資本主義のありかたをめぐるアメリカとヨーロッパの相違には、ソ連社会主義への危機意識の度合いに温度差があった。アメリカは、世界最大の債権国という卓越した経済力を軸に、ソ連社会主義の脅威を安全保障に関わるものではなくイデオロギー上の脅威と認識していた。したがって、社会主義イデオロギーがソ連国内に「封じ込め」られている限り、危険視する必要はなかった³⁾。これに対して、大戦で疲弊したヨーロッパは、海外には多くの植民地を持ち、国内には多数の労働者の存在があった。植民地での民族主義運動、および国内の労働運動が社会主義運動との提携にいたれば、植民地体制・国内の体制それ自体の維持が危ぶまれることとなった。したがって、ヨーロッパの方がアメリカよりもソ連社会主義の脅威に強い危機意識を持っていた。大戦後、英・仏などヨーロッパ諸国は植民地や半植民地では民族運動の高揚を受け、ヨーロッパの再建・安定が必要不可欠であった。

したがって、1920年代のヨーロッパでは、国内的にはヨーロッパ型資本主義モデルである福祉国家の発展の試み、対外的にはヨーロッパ主導の国際秩序の構築、維持へのさまざまな道が模索された時代であった。さまざまな模索の道には、ECSC（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）に始まるヨーロッパ統合にみられるように、1920年代には実現はしなかったが、第二次世界大戦後に実現したものがあつた。

(2)

1919年に成立したヴェルサイユ体制は、ヨーロッパとその植民地の上に縮小された形での「ボックス＝ブリタニカ」といえだ。その背景には、第一次世界大戦の結果、覇権国イギリスの政治的・軍事的・経済的の優越的地位が揺らいだことにあつた。軍事面では、ボックス＝ブリタニカの時代の軍事力は、イギリス海軍力とインド人主体の陸軍力に支えられていた。しかし、大戦後、海軍力は1922年のワシントン海軍軍縮条約で、主力艦の保有比率がイギリス海軍はアメリカ海軍と対等になった。陸軍力では、インドの民族運動の高まりなどからインド人の海外派兵は抑制せざるをえなくなった⁴⁾。また、政治面では、イギリスが継続を期待した日英同盟は、大英帝国を構成するカナダなどの反対によって、1921年の四力国条約で解消された。イギリスは大英帝国内の外交で発言力が低下した。こうした政治的・軍事的な影響力低下のなかで、イギリスが覇権国家としての地位を保持するのに残された方策が、生産力ではなく金融面を中心とした経済力活用により、政治的・軍事的影響力の拡大をはかることであつた。1925年の金本位制の復帰は、その典型といえだ⁵⁾。

ロイド＝ジョージ挙国一致内閣(1916-22)は、東アジア・太平洋地域ではアメリカと調整する形で、イギリスの政治的・軍事的影響力の保持をはかつた。それが1921年から1922年にか

3) 山澄亨「現代アメリカ外交の源流」(福田茂夫・佐藤信一・堀一郎編『世紀転換期の国際政治史』ミネルヴァ書房、2003年)、95頁。

4) 秋田茂『イギリス帝国とアジア国際秩序』(名古屋大学出版会、2003年)、12-22頁。

5) 同書、12-22頁。

けて開催されたワシントン会議におけるイギリスの立場であった。前述したように、イギリスは軍事的にはワシントン海軍軍縮条約で海軍力でアメリカと対等となるなど、ある程度アメリカに妥協、協調の立場をとった。それは、ロイド＝ジョージのグラント・デザイン（大構想）と呼ばれたヨーロッパ再建構想においては、イギリス主導のもとに債権国アメリカを引き込んで上でヨーロッパの再建実現にあたらうという思惑があったので、東アジア・太平洋地域での「ボックス＝アメリカナ」の実現をある程度は容認した。ただ、イギリスは中国における金融を中心とした経済面では優位な立場にあり、金融力を背景にアメリカを統制できうと考えていた。

こうして東アジア・太平洋地域でアメリカと調整したロイド＝ジョージは、ヨーロッパ再建構想の実現に向かった。その第一歩がジェノヴァ会議（1922.4.5）であった。ジェノヴァ会議が開催されるころのヨーロッパは、ドイツ賠償問題をめぐるフランスとドイツの対立、対米戦債問題をめぐるアメリカとヨーロッパ諸国との対立に加えて、ソ連ヴォルガ地方の大飢饉などといった困難な問題に直面していた。

グラント・デザイン実現には、まずドイツの経済的復興なしには賠償問題の解決が不可能であり、またソ連を再びヨーロッパの経済・社会に復帰させることが必要である、とロイド＝ジョージは考えていた⁶⁾。彼は、1921年3月8日から始まったソ連共産党大会でのネップ公表をソ連の穏健化と見て、同月16日にはソ連と英ソ両国間の暫定通商協定に調印し、両国の関係は改善された。彼は、ジェノヴァ会議の目的を「ソ連代表と少しでも取り引きすることが可能かどうかを同会議で確かめることである」と述べていた⁷⁾。

(3)

ジェノヴァ会議は、ロイド＝ジョージが、イギリス主導のヨーロッパ国際秩序の第一歩として位置づけた国際会議であった。同会議は、パリ講和会議には参加を許されなかった独・ソ両国、さらにはアメリカの参加も想定する国際会議であった。彼は、ソ連・ドイツを含む大戦で被害を受けた大陸諸国への金融支援として、イギリス主導の国際金融借款団を結成し、この借款団には世界最大の債権国アメリカの参加を見込み、借款団の株はポンド建てで発行するものであった⁸⁾。ロイド＝ジョージのグラント・デザインは、最終的にはソ連を含むヨーロッパをスターリング圏内に統合し、ソ連社会主義体制を資本主義体制に転換させるという遠大な目標をもっていた（対ソ「積極的関与」政策）。

6) Anne Orde, *British policy and European reconstruction after the First World War*, Cambridge University Press, 1990, pp. 160-179.

7) 亀井紘「ジェノヴァ会議（1922年4 - 5月）と戦後国際秩序の構築」(『1920年代欧州の国際関係』国際政治96号, 1991年), 130頁。

8) P. J. Cain and A. G. Hopkins, *British Imperialism, 1688-2000* (Second Edition), Longman, 2002, pp. 453-460.

ジェノヴァ会議で、ロイド＝ジョージはソ連に投資を行う国際金融借款団の結成と自由貿易体制などを提案した。この提案は、ソ連社会主義体制を事実上崩壊させ、ソ連を国際経済に再統合し、かつてのロシア帝国との交易関係がその繁栄にとってきわめて重要な意味をもっていたドイツ経済にとっても、戦後復興にきわめて効果的なものになるというものであった。ソ連は、イギリスの提案は社会主義体制の崩壊を意味するものとして拒否した。国際金融借款団結成に関する提案は、アメリカも反対した。それは、イギリスの提案はイギリスの大陸諸国へのスターリング圏拡大、ひいては大陸諸国への支配をめざしているものとみなしたからであった⁹⁾。この結果、ロイド＝ジョージのグランド・デザイン実現の一方策であったイギリス主導の金融支援政策は失敗に終わった。

また、フランスはドイツ賠償問題の討議そのものに反対し、帝政時代の債務支払いを拒否するソ連をヨーロッパ社会へ復帰させることを頑強に拒んだ。ドイツ・ソ連問題をめぐるイギリスとフランスとの対立は、解決しなかった。

さらに、ロイド＝ジョージのグランド・デザイン実現を直接的に失敗させたのが、ジェノヴァ会議開会一週間後の4月16日、ドイツとソ連が発表したラバロ条約であった。ドイツとソ連の提携阻止を考えていたロイド＝ジョージにとっては打撃となった。ドイツ・ソ連両国接近の動機は、ソ連側にとっては対ソ統一戦線阻止にあり、一方、ドイツ側にとってはソ連に接近することによって連合側を牽制して、ヴェルサイユ条約についての譲歩を引き出すことにある。さらに、ドイツ側には市場の開拓と再軍備の準備という点もあった¹⁰⁾。ラバロ条約は、ロイド＝ジョージが描いていたグランド・デザインの第一歩として位置づけられたジェノヴァ会議を最終的に失敗に終わらせ、かつ覇権国であったイギリスの影響力低下が明確となったことをも意味した。ラバロ条約は、またフランスのルール占領(1923-25)を招き、さらにアメリカのヨーロッパへの直接的な経済的関与をもたらすこととなった。

(4)

大戦で勝利したフランスは、ドイツ弱体化と対仏債務返済を拒否したソ連を排除(「封じ込め」)し、大陸の覇権確立をはかった。その具体的な方策はドイツの復活に備える安全保障の確保と、ドイツに対する賠償の強制であった。

安全保障問題では、アメリカ・イギリスはフランスの安全保障に積極的に関与しなかった。そこで、フランスは「直接的防衛」としてライン保障に重点をおき、「補完的防衛」としてドイツ東部国境の現状維持を強固なものにしようとした。フランスの東欧政策は、ドイツ包囲とポリシェヴィキの防疫線がその前提にあった。1921年2月、フランスはポーランドと、ついで、1924年1月チェコスロヴァキアとの間に同盟を結び、この二つの同盟を媒介として、小

9) Ibid., pp. 453-460.

10) 岡義武『国際政治史』(岩波全書, 1955年), 248-249頁。

協商諸国（ユーゴスラヴィア・ルーマニア・チェコスロヴァキア）およびポーランドとの間に、緊密な関係を作り出すにいたった。一方、ドイツ国境の西方、いわゆるフランスの安全保障にとって最大の関心事であったライン保障問題に関しても、イギリスはフランスへの保障を拒否した。イギリスは、伝統的な勢力均衡策に基づき、西欧・東欧における安全保障問題に積極的に関与することを避けようとしていた。

フランスは、ドイツ弱体化政策に基づいて、自国の経済復興と対米戦債支払いに当てるために、ドイツから巨額の賠償を獲得しようとした。1921年4月、賠償委員会は、賠償総額を1320億金マルクと決定、その内約50%はフランスの受取りとした。この数字は「天文学的数字」と呼ばれた。ドイツ側は賠償負担を300億マルク程度と予想しており、この数字はドイツ経済に壊滅的な打撃を与えるものと思われた¹¹⁾。イギリスは、ドイツを市場として注目していたので、ドイツ経済が弱体化するのを好まなかった。過酷な賠償支払いによってドイツでは、マルクの価値が低下し、インフレーションも進んだので、連合国に対して賠償支払いの猶予を求めた。イギリスがこれに同調したのに対して、フランスは拒否した。賠償問題をめぐって、ドイツ・フランス両国の対立は激化した。そうした状況の中で、1922年にラパロ条約が調印されたのであった。

(5)

1923年1月11日にフランス軍がドイツの賠償支払い不能を理由に、ベルギー軍とともにルール地方を占領した。フランス・ベルギー両国軍のルール占領は、アメリカ・イギリスの強い反発を招いた。ドイツには経済的・政治的危機を生み出した。ドイツ政府は、いわゆる「消極的抵抗」によってフランス占領軍に対する協力を拒否するように指令した。ルール占領がドイツ経済に与えた影響は深刻であり、危機的な状況の中で、8月シュトレゼマン大連合内閣が成立した。シュトレゼマン大連合内閣は、9月「消極的抵抗」の中止を宣言し、財政再建と国際協調の方針をとることにした。しかし、このころドイツ国内の政治的危機は、極度に高まっていた。11月には、ヒトラーがミュンヘンでクーデタをおこしたが、国防軍によって鎮圧された。このような危機的状況は、経済面から解消されていった。それは11月のレンテンマルクの発行による大インフレーションの収束であった。これを契機として、ドイツは経済的・政治的に安定するようになった。シュトレゼマン大連合内閣は、「消極的抵抗」から「履行政策」へと政策転換を行った。シュトレゼマンの「履行政策」とは、条約義務を可能な限り履行することによって、連合国側の信頼と好意を獲得し、それによってヴェルサイユ条約の合理的修正を期待するものであった¹²⁾。他方、フランスの側でも、ドイツ側の抵抗と占領費の増大によって、フランスの財政は悪化し、さらにインフレーションも進み、フランの下落を招い

11) 斎藤孝『戦間期国際政治史』(岩波全書, 1978年), 74頁。

12) 岡, 前掲書, 236-237頁。

た。フランス国内では、その結果、対独強硬派のポアンカレー政権にかわり、対独協調派のエリオ左派政権が発足した。

しかし、ドイツ賠償問題は依然として未解決であり、しかも同問題は連合国の対米戦債問題と関連しており、その全般的な解決のためにはアメリカの役割が必要であった。また、イギリスの保守党内閣は、ヨーロッパ再建問題にはアメリカとの協調による解決を志向していた。これにドイツの政治的・社会的危機が加わった。こうした国際環境から、アメリカのイニシアチブによるヨーロッパ再建問題の解決がはかられることとなった。

1920

(1)

1922年に成立したイギリスのボナ＝ロウ保守党内閣は、ソ連に対しては、ロイド＝ジョージの「積極的関与」政策から「消極的関与」政策、すなわち「封じ込め」政策に転換した。すでに、ロイド＝ジョージ挙国一致内閣の時から、保守党のチャーチル植民地相・カーゾン外相は対ソ経済関係の改善に消極的で、ジェノヴァ会議にも期待していなかった。これに対して、ロイド＝ジョージは、ヨーロッパ再建とイギリスの経済復興にとってソ連をカギとみなしていた¹³⁾。ジェノヴァ会議開催は、ロイド＝ジョージのイニシアチブのもとに閣議決定されたものであった。保守党内閣で主導権を握っていたカーゾン外相・チャーチル蔵相は、英米主導によるドイツ賠償問題、さらには対米戦債問題の解決をめざした。この路線は、マクドナルド労働党内閣(1924.1 11)の後をついだボールドウィン保守党内閣にも基本的には継承された。

一方、ヴェルサイユ条約批准拒否後の共和党政権のアメリカは、通説でいわれている孤立主義外交をとっていたわけではなかった。アメリカは、「アメリカ独自の国際主義」(歴史家ジョン＝ホフ＝ウィルソン)の立場をとり、行動の自由を確保しながらヨーロッパ問題に関わっていった¹⁴⁾。共和党政権はヨーロッパ再建に大きな関心をもっていた。戦債問題と賠償問題は密接にからんでおり、問題解決のカギはドイツにあった。ヒューズ國務長官は、1921年に「アメリカの繁栄はヨーロッパの経済的安定に依存し、……ドイツの経済的回復なしにヨーロッパの経済的回復はない」と述べた¹⁵⁾。そこで、アメリカは生産力・金融力といった経済力を活用して、アメリカ主導による対米戦債返済と賠償支払いとをリンクさせ、一挙に問題の解決を図ろうとした。しかし、ドイツの政治的・経済的危機から、かつて大陸最大の工業国であったド

13) Keith Neilson, *Britain, Soviet Russia and the Collapse of the Versailles Order, 1919-1939*, Cambridge University Press, 2006, p. 46.

14) Walter LaFeber, *The American Age: United States Foreign Policy at Home and Abroad since 1750*, W. W. Norton, 1989, p. 318.

15) *Ibid.*, p. 326.

イットの「革命」を展望せざるをえなくなった。そのため、アメリカはイギリスに妥協するというところで、問題の解決をはかった。「革命」という危機が、米英を協調させた。

(2)

英米両国は、ドイツ復興を通してヨーロッパ復興を図り、それによって対米戦債返済と賠償支払いの解決をめざすこととなった。

1923年10月、アメリカは、ドイツの支払い能力を検討する国際専門委員会の開催を、再度表明した（最初の提案は、1922年12月）。これに対して、イギリス政府は、13日アメリカに覚書を提出し、ドイツの危機的な経済情勢はドイツばかりでなく全ヨーロッパにとって死活的な問題といえるものであり、この問題の解決にはアメリカの介入が不可欠であると述べた¹⁶⁾。

11月、賠償委員会はドイツの資源と支払い能力を検討するため連合各国の代表から構成される二つの委員会の設置を決定し、12月、賠償委員会は二つの専門委員会の委員を任命した。中心として活躍したドーズとヤングは、いずれもモルガン系企業の人物であった。そして、1924年4月、いわゆるドーズ案が発表された。ドーズ案の目的は、賠償総額の確定を避けて、ドイツの毎年の支払額をドイツの支払い能力に応じたものに軽減した上で、賠償支払いを容易にするためアメリカからの多大な資金がドイツに貸与されることとなった。そしてこの支払い監督権限は、事実上アメリカの統制下におかれた。

このドーズ案は、1924年7月ロンドンで開催された連合国最高会議で最終的に採択された。この会議には、アメリカが、パリ講和会議以来、初めて正式に代表を参加させた。ここでも、米英は共同行動をとり、フランスに対して譲歩を迫った。モルガン商会を中心とする国際金融資本は、外債発行の安全のためのヨーロッパの安定を必要不可欠と考えていた。この立場にたって米英両国は7月、外債発行の政治的条件を、ルール占領の即時解消、ラインラント撤退スケジュールの明確化などで一致をみていた。ルール地域からの撤退に反対していたフランスは、孤立していた。そして、8月16日、ロンドン議定書が採択された。ここにルール撤兵というドイツの主目標が達成された。すでにシュトレゼマン（当時は外相）は、1923年12月、われわれの最終目標は「ルールとラインラントの解放と密接に関連させて賠償問題の最終的解決」を図ることである、と述べていた¹⁷⁾。

1924年8月29日、ドイツ国会はドーズ案関連法案を通過させ、30日いわゆるロンドン議定書が調印された。マクドナルド英首相は、この議定書を「真の平和条約」と呼んだ¹⁸⁾。こうして、アメリカ資本のドイツ流入に拍車がかかった。ドイツは、アメリカから資本を導入してドイツ経済を再建し、輸出をさかんにして英仏その他の連合国への賠償金を支払い、英仏その他

16) 高橋進『ドイツ賠償問題の史的展開』（岩波書店、1983年）、320-321頁。

17) 同書、325頁。

18) 同書、343頁。

の連合国はその賠償金を戦債の返済金としてアメリカに還流する、というメカニズムが成立した。ドイツにとっては、このメカニズムは借金をして借金を返すというものであった。

こうして、ヨーロッパの経済再建は、表面的には英・米協調という路線で、現実的には生産面に加えて金融面で力をもったアメリカのイニシアチブで解決をみた。確かに、ヨーロッパの安定はアメリカからの民間の資金供与の上に成り立ってはいたが、イギリスは金融力を武器とした影響力の確保、拡大をはかっており、アメリカが経済力を武器に自らの意思を完全に貫徹させるのは、第二次世界大戦以後となった。それがマーシャル・プランといえた。

ともあれ、ヨーロッパではドーズ案の採択により緊張緩和の機運が高まり、ロカルノ条約調印は、さらに緊張緩和を進めることとなった。

(3)

1925年2月、独仏両国は、あいついでラインラント問題に関する覚書を送付した。独仏両国の覚書から読みとれるのは、ドイツがアメリカを関与させた形での新安全保障条約によって実質的なヴェルサイユ条約の修正を狙っていたのに対して、フランスはアメリカを関与させた形での新安全保障条約を拒けた上で、ポーランドの保障を強く主張したことであった。一方、イギリスの立場は、フランスに対してはイギリスの関与を西ヨーロッパのみに限定するものとし、ドイツに対してはヴェルサイユ条約の修正要求に同調しないという姿勢を示した¹⁹⁾。こうした英・仏・独3国はその立場に違いはあるものの、10月5日からイギリス・フランス・ドイツ・ベルギー・イタリア、およびポーランド・チェコスロヴァキアの7カ国は、ヨーロッパの安全保障問題を討議するための国際会議をスイスのロカルノで開催した。この会議の結果、16日、次の3つからなる相互不可分の諸条約が仮調印された(12月ロンドンで正式調印された)。そのうち中核をなすもっとも重要なものが、ポーランド・チェコスロヴァキアを除く、イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・ベルギー5カ国間で調印したラインラントの現状維持に関する相互保障条約(いわゆるロカルノ条約あるいはライン条約)である。この条約は、ラインラントのみの安全保障を対象とし、プリアン仏外相は、イギリスから仏・独国境の保障を獲得した。さらに、同条約では国際連盟加入を実施の条件としていた。その他には、ドイツとベルギー・イタリア・ポーランド・チェコスロヴァキアの各国との間の仲裁裁判条約の5条約と、フランス・ポーランドおよびフランス・チェコスロヴァキア相互援助条約が成立したが、これらの条約は、いわば宣言的協定といえ、実体のないものであった²⁰⁾。こうして、ドイツは、1925年12月のロカルノ条約成立や翌1926年9月の国際連盟加盟・理事国就任などにより、国際的地位は高まった。

19) 石原司・早坂忠「戦勝国の内政と外交」(『岩波講座 世界歴史』第26巻, 1979年), 90-92頁。なお、独・仏両国の覚書作成、相手国への送付に関しては、いずれもイギリスの関与がみられた。

20) 同書, 93-94頁。

(4) =

1920年代後半の英・仏・独3国の外交に指導的役割を果たした政治家が、オースティン＝チェンバレン（英）・シュトレゼマン（独）・ブリアン（仏）の3人であった。この3人の構想は、英・仏・独3国が軸となってヨーロッパを再建、復活させ、米・ソに対抗する勢力を形成することにあった。その構想を実現させる戦略には違いがあった。

オースティン＝チェンバレン外相（ホールドウィン内閣）は、イギリス主導による米英協調を軸に、ソ連を排除することに重点をおいた（「対ソ封じ込め」政策）。すなわち、彼のロカルノ条約構想には、ソ連に対抗する観点から、ドイツ・ポーランドを西ヨーロッパに抱き込み、イギリスを中心にフランス・ポーランド・イタリア四カ国による「共通の危険な存在であるソ連」に対抗する地域的集団安全保障体制の形成・確立という目標が存在していた²¹⁾。そして、ロカルノ条約調印後の1927年5月に、イギリスはソ連と国交を断絶した。さらに、イギリスがヨーロッパの安全保障に関与したことは、ドミニオンと呼ばれたイギリス自治領との絆が弱まる結果をもたらした。そのことは、イギリスがイギリス連邦よりもヨーロッパに重点をおいた1973年のEC加盟の先例とみることでもできる。

シュトレゼマンの戦略のカギは、英・仏両国と協調しながら、ヴェルサイユ条約に対する修正主義的要求を実現させることにあった。それは、第一次世界大戦で実現出来なかったかつてのドイツ帝国とハプスブルク帝国の統一を軸とした「ミッテル・オイローパ」（中欧）帝国の実現にあった。この路線は、ヒトラー政権の東方進出につながっていった。シュトレゼマンは、ロカルノ条約を「行動の自由を回復させる第一歩」とみた。彼の修正主義的要求の実現の第一歩は、シュトレゼマンが「絞刑吏がわれわれの首に掛けたロープ」と称したフランス軍によるラインラント占領の解消と軍備平等の実現にあった²²⁾。さらに、「ドイツが負担できるような賠償問題の解決、およびドイツの復興の前提としての平和の確保、ドイツ東部国境の改定、ダンツィヒ・ポーランド回廊の獲得およびシュレジェン国境の改定、ドイツ・オーストリアの合併」であった²³⁾。こうしたシュトレゼマンの目標は、イギリス・フランスにとっては受入れがたいものなので、そこで彼は、こうした目標実現の手段、方法については、対ソ接近という「ソ連カード」を使って西側諸国の譲歩を得ようとした。後に、シュトレゼマンは「自分は独・ソ関係を重視しないが、しかし、それは常にわれわれの競技における切り札である」と述べている²⁴⁾。すなわちシュトレゼマンの狙いは、ソ連との協力関係をテコとして、

21) Piotr S. Wandycz, *The Twilight of French Eastern Alliance 1926-36: French-Czechoslovak-Polish Relations from Locarno to the Remilitarization of the Rhineland*, Princeton University Press, 1988, pp. 19-21.

22) *Ibid.*, p. 21.

23) 斎藤, 前掲書, 122頁。

24) 同書, 122頁。

英・仏との友好関係の樹立を通して「大国」としての地位回復をはかることにあった。こうしたシュトレゼマンの観点からは、ロカルノ条約はヴェルサイユ体制の延長ではなく、むしろヴェルサイユ体制の変質として捉えられた。

ブリアンは、フランス主導の仏・独関係を軸に、イギリスとも協調して、ヨーロッパの政治的・軍事的統合に加えて、経済的統合を視野に入れていた。それは、今日のEU統合の起源ということもいえる。ブリアンは、独・ソの接近・提携という危険性を阻止するため、さらにフランスの防衛をイギリスに保障させるためにもロカルノ条約は不可欠と考えていた。フランス外交の目標は「独・仏“枢軸”」の創設であり、それに依存する東欧諸国との同盟の構築にあった。その「独・仏“枢軸”」とは、フランスの重大な政治的・軍事的譲歩を行うことなしに、ドイツを「すなおにさせる」(tame)という意味での“枢軸”である。つまり、フランスにとっては潜在的脅威であるドイツを、ロカルノ体制という枠組みの中に封じ込める政治的・経済的意図が根底にあったと思われる²⁵⁾。

(5)

ドイツは、国際連盟加入を果たしたあとの最大の外交課題をラインラントからの占領軍の早期撤兵の実現におき、すでに1926年にブリアンに対して、賠償支払い形式におけるドイツ側の一定の譲歩によって、早期撤兵を実現する構想を話し合っていた。ドーズ案の成立とロカルノ条約調印後のアメリカ資本に支えられたドイツ経済は、すさまじいスピードで発展をとげた。工業生産力では、大戦前の水準を超えて、戦勝国に対する資本主義的競争者としての地位を確保していた。しかし、ドーズ案の履行過程においてドイツ経済は再び悪化し、賠償問題の再検討が必要になった。賠償問題とラインラント撤兵問題は、リンクしていた。1928年1月、シュトレゼマンは議会で将来の賠償支払いの困難を訴えた。これに対して、2月、ブリアンは、ラインラント占領はドイツの再軍備禁止と賠償支払いの保障であって、期限前には撤兵出来ないと声明した(ヴェルサイユ条約の規定では、ラインラント占領は1935年まで続くことになっていた)。一方、イギリスはこれに対して、問題を諸国間の協定に委ねる旨の政府声明を出した²⁶⁾。

こうしてドーズ案改訂交渉は、1929年2月、ヤングを委員長とする賠償専門委員会が発足して始まった。この委員会は連合側とドイツ側との対立によって難航したが、アメリカの調停によって、ようやく6月新しい賠償協定、いわゆるヤング案が成立した。ヤング案は、8月のハーグ賠償会議において部分的修正の上で承認された。ヤング案は、賠償総額を約358億マルクに切り下げ、支払い期限を59年間で定めた。また、ドイツ財政に対する連合国の監督機

25) Wandycz, op. cit., pp. 156-157.

26) 斎藤, 前掲書, 148頁。

関はすべて廃止された²⁷⁾。そして、このヤング案を基礎として政府間交渉が、2回にわたりハーグで行われた。ハーグ会議は、シュトレゼマンの勝利とブリアンの敗北で終わった。ドイツは、ヤング案によってドイツ財政に対する監督機関の廃止、ハーグ賠償委員会による連合国のラインラントからの早期撤兵の決定を、あいついで実現させた。さらに、1928年、ドイツは巡洋艦A号(のちのドイチュラント)の建造に着手し、ドイツの再軍備(シュトレゼマンの軍事平等の要求)がヴェルサイユ条約による制限の下における合法的手段において進められていた²⁸⁾。ここに、ドイツはヴェルサイユ体制の変質を本格化させた。ボネ(後のフランス外相、任1938-39)は、これを評して「同盟政策の転換点」と見なし、「東方ロカルノが実現することなしに」ラインラント撤兵が承認された、と後年述べた²⁹⁾。ドイツの国際的地位の向上に対して、フランスは、1929年12月、独・仏国境に巨大な大規模な要塞の建設計画(後年マジノ線と呼ばれる)を可決したが、それはラインラント撤兵後の対ドイツ安全保障を確保しようとしたものであった。

(1)

「ブリアン構想」と呼ばれたブリアンの構想の内容は、地域集団安全保障体制の形成・確立(ロカルノ体制の拡大)という軍事的統合という側面と、ヨーロッパを政治的・経済的に統合させるという側面からなっていた³⁰⁾。ブリアン外交の背後には、フランスの安定した経済力があり、この二つの側面は密接な関係をもっていた。前者を実現させる契機が、ロカルノ条約であった。後者実現の契機が、1926年に誕生したドイツ、フランス、ルクセンブルク、ザールの鉄鋼業者からなる国際鉄鋼カルテルであった³¹⁾。これは、第二次世界大戦後のECSCを想起させるものであった。「ブリアン構想」は、最終的には、1929年10月に起こった世界恐慌などを諸要因として実現はしなかった。しかしその一方で、「ブリアン構想」は今日のヨーロッパ統合(EU)の先駆的な試みであったとも考えうる。

(2)

ブリアンは、地域的集団安全保障体制であるロカルノ体制を東欧(「東方ロカルノ」)、さらには大西洋(「大西洋ロカルノ」)にまでに拡大させるという構想を持っていた。ブリアンは、

27) 栗原優「ヴァイマル共和国の安定とその破綻」(『岩波講座 世界歴史』第26巻、1979年)、66-67頁。

28) 斉藤、前掲書、139頁。

29) Wandycz, op. cit., p. 148.

30) ブリアン構想の詳細については、栗原優『第二次世界大戦の勃発』(名古屋大学出版会、1994年)、Derek Benjamin Heater, *The Idea of European Unity*, Leicester University Press, 1992 [『統一ヨーロッパへの道』デレック・ヒーター、田中俊郎監訳、岩波書店、1994年]を参照。

31) フリダンソン・パトリック「ヨーロッパ統合におけるフランス」(木畑洋一編『ヨーロッパ統合と国際関係』日本経済評論社、2005年)、38-39頁。

ロカルノ会議では実現しなかった「東方ロカルノ」の実現に動いた。彼が描いていた「東方ロカルノ」とは、フランスを中心としてドイツ・ソ連・ポーランド・バルト3国・ルーマニア間の不戦条約という性格をもった地域的集団安全保障体制の樹立であった³²⁾。ソ連は、ロカルノ条約に調印していなかった。ブリアンが「東方ロカルノ」構想の実現に動いた動機の一つには、フランスが大陸でもっとも影響力をもっていた東欧地域に、ドイツとイタリアの浸透・進出が行われ、東欧におけるフランスの地位の低下が生じたことが考えられた。

ブリアンの「東方ロカルノ」構想にとって最大の障害物となっていたのは、“ポーランド回廊”とシュレジエン問題という領土問題であった。とりわけ、ブリアンが重視したのは、“ポーランド回廊”問題であった。独・仏枢軸を外交の前提としていた彼は、もはや従来のようにドイツ東部国境（ポーランド西部国境）に対する脅威が間接的にフランスのライン国境に対する脅威となる、という考えを否定していた。したがって彼は、ドイツとポーランドの交渉による解決、実質的にはポーランドの譲歩を期待していた。しかし、ポーランドのフランスに対する不信感が強まり、1926年5月のピウスツキのクーデタは、「東方ロカルノ」の実現に困難をもたらした。ドイツとポーランドの交渉は行き詰まり、シュトレゼマンは、1927年12月「東方ロカルノ」構想を拒否した。彼の目標は、あくまでもポーランド回廊であり、ポーランド回廊の回復は「パリとロンドンを通して」解決することにあると考えていた³³⁾。「東方ロカルノ」構想は実現困難となった。

(3)

ソ連は、ドーズ案・ロカルノ条約成立、およびドイツの国際連盟加盟といった一連の動きを、ソ連に対する包囲網の構築とみていた。ソ連外相代理のリトヴィノフは、ドイツのロカルノ条約調印と国際連盟加盟を評して、「ドイツが国際連盟に加入しつつある事実は、国際連盟の性格の変化を意味しない。それは、若干の国が、一般にはその企図を実現する助けとしてドイツを利用することを当てにしていること、とくにソ連に対する敵対的計画を実現するためにドイツの利用を当てにしていることを意味するに過ぎない」と述べた³⁴⁾。

そこで、ソ連は1926年4月、「独・ソ中立条約」に調印して、ドイツの西ヨーロッパ諸国への接近を阻止しようとする一方で、ドイツとの提携関係に依存する状態から脱して、周辺諸国との関係改善を積極的に進めることになった。1924年1月のレーニンの死と、1925年2月のソ連共産党大会におけるスターリンの「一国社会主義論」が採択されて以来、その対外政策も大きな路線転換をとげた。それは、ドイツをソ連外交の基軸におきたいいわゆる「チチェリン外交」の路線変更を意味し、やがて1930年7月反ドイツの立場をとるリトヴィノフがチチェリ

32) Wandycz, op. cit., p. 101.

33) Ibid., p. 102.

34) 斎藤, 前掲書, 119頁。

ンに代わって外相に就任した。ソ連は、ロカルノ条約の成立以降、周辺諸国との一連の不可侵条約・中立条約の締結によって、自国の安全を確保しようとした。ソ連は、1925年にトルコと、1926年にアフガニスタンと、1927年にはイランとの間に、あいついで中立不可侵条約を成立させた。さらにヒトラー政権が誕生する1933年までに、1926年にリトアニアと、1932年にはフィンランド、ポーランド、ラトヴィア、エストニア、フランスなどと、不可侵条約を結んだ³⁵⁾。そして、1929年2月、ソ連・ポーランド・ルーマニア・エストニア・ラトヴィアの間には、いわゆる「リトヴィノフ議定書」が調印された(1929年4月にリトアニア・トルコが、同月にダンツィヒ自由市が、7月にイランがこれに参加した)。これは、いわゆる「東」のロカルノ構想実現という、一種のゆるい形での地域的集団安全保障体制といえる。こうしたソ連外交の路線変更は、「世界革命の参謀本部」といわれたコミンテルンも、社会主義社会へと変革されていくソ連の擁護をもってその主要任務とする国際団体の性格をもつようになった³⁶⁾。ソ連も、自国の周辺地域の安全確保の政策を展開していた。

一方、ロカルノ条約が「東欧のドイツへの開放」と捉えた中欧・東欧諸国は、ドイツに対するイメージの変化、すなわち潜在的脅威というイメージから現実的脅威というイメージを抱くようになった。中欧諸国の中で、第一の工業国家であったチェコスロヴァキアは、いわゆる「中欧ロカルノ」構想を対置していた。同構想とは、小協商国に加えてオーストリア・ハンガリーを含み、さらにソ連との和解とポーランドとの友好関係を進めることによって地域集団安全保障を強化しようというものであった。フランスは、この「中欧ロカルノ」構想を、フランスを排除した一種の経済ブロック構想と認識し、この構想には同意しなかった³⁷⁾。1927年末、「中欧ロカルノ」構想も、実現が困難な状況になっていた。

(4)

「東方ロカルノ」・「中欧ロカルノ」構想の実現が困難な状況になっていた1927年、ブリアンはアメリカを地域集団安全保障体制に取り組みという、いわゆる「大西洋ロカルノ」構想の実現に動いていた。4月、ブリアンは第一次世界大戦参戦10周年を記念してアメリカの通信社に送ったアメリカ国民へのメッセージの中で、アメリカが「同盟」では拒否することを判っていたために、「戦争追放」の米・仏二国間条約の締結を提唱した。さらに6月、フランスはアメリカ政府に対して米・仏間の不戦条約を正式に提案した。対米不戦条約に関するブリアンの動機は、1914年から17年にかけての再現(アメリカの参戦以前の大戦時、アメリカがその中立の貿易諸権利をめぐりイギリス・フランスとの関係を絶つという危険性があった)を阻止することがフランスに役立つと考えていたからである³⁸⁾。また、アメリカを間接的にフランス主

35) 同書, 131頁。

36) 岡, 前掲書, 263頁。

37) Wandycz, op. cit., p. 102.

38) LaFeber, op. cit., p. 329.

導の同盟システムに結びつけることにあったともいえる。

これに対してアメリカは、ブリアンの提案に困惑した。アメリカがこの提案を懸念した理由の一つには、アメリカの行動の自由が制限される可能性があった³⁹⁾。12月、ケロッグ米務長官は巧妙な対抗案として、米・仏2国のかわりに世界の他の諸国を含む普遍的な戦争放棄の条約に拡大することを提案した。さらに彼はブリアンの反対を押し切って、違反国に対する軍事的制裁を除外することに成功した。こうして、アメリカは行動の自由を守ることが出来た⁴⁰⁾。

1928年8月、仏・米を含めた15カ国が不戦条約（ブリアン・ケロッグ協定）に調印した。不戦条約は、以後1938年末までに当時の独立国の約九割に当たる64カ国の参加を得た。同条約では、参加国が国際紛争の平和的解決を約束した。しかしこの条約においては、参加国の防衛戦争は認められており、また特定の戦争が防衛戦争であるか否かを判定する機関を設置せず、さらに条約違反への制裁規定は明記されていなかった。したがって、パリ条約自体では、戦争防止に役立つとは期待できず、「もしも一枚の紙きれにすぎない国際的取決めがあったとすれば、それはパリ条約である」と後年批評されたのも、当然のことであった⁴¹⁾。こうして、ブリアンの「大西洋カナル」構想は挫折した。地域的集団安全保障体制の形成・確立に失敗したブリアンは、「ヨーロッパの政治的・経済的統合」の実現に動いた。

(5)

1929年9月の第10回国際連盟総会でのブリアンは、いわゆる「ヨーロッパ（経済）統合」構想に関する演説を行った。ブリアンは、ヨーロッパ諸国がこの提案を検討することを要請した。ブリアンは、各国からの回答をもとに報告書を作成し、その報告書に基づいて生まれた覚書（「ヨーロッパ連邦同盟体制に関する覚書」、1930年5月1日作成）を5月17日にイギリスを含む26カ国政府に送付し、回答期限を1930年7月15日までとした⁴²⁾。ブリアン覚書によれば、国家の主権を前提としたヨーロッパ統合であり、想定された地域はアイルランドからバルト3国・ブルガリアまでを含み、ソ連とトルコは除外されており、アメリカも対象外とされた⁴³⁾。このことは今日、トルコのEU加盟可否におけるEU加盟国内の対立やEUの東方拡大の先例と考えられる。ブリアン覚書からみると、ブリアンの「ヨーロッパ統合」構想の狙いは、ドイツを同統合に組み込むことによってドイツを封じ込めるという意味でのフランスとドイツとの経済的調和を基礎に、大陸からアングロ・サクソンの影響力を排除 直接的にはア

39) Ibid., p. 329.

40) 麻田貞雄「孤立から介入へ」(『有賀貞・宮里政玄編、新版『概説アメリカ外交史』1998年)、112-113頁。

41) 岡、前掲書、264頁。

42) 植田隆子『地域的安全保障の史的研究』(山川出版社、1989年)、79-80頁。

43) 木畑洋一「国際関係史のなかのヨーロッパ統合」(木畑洋一編『ヨーロッパ統合と国際関係』日本経済評論社、2005年)、20頁。

アメリカの影響力排除，間接的にはイギリスの影響力排除　することにあつた⁴⁴⁾。

このブリアンの「ヨーロッパ統合」構想に対する各国の反応は，イギリス・ドイツ・イタリアといった大国は冷淡で，むしろ小国の方が好意的であつたといわれる⁴⁵⁾。イギリス外務省の覚書(1930.5)によれば，ブリアン構想の目的を「ヨーロッパにおけるフランスの政治的覇権を強化させるのに役立つもの」とみていた。ドイツでは，ヨーロッパ連帯の美名による新たなドイツに対する拘束とみなしていた。また，ポーランドは，ブリアン構想の目的は，イタリアの侵略的政策とは逆にドイツとの和解を促進させることであり，アメリカの経済的拡大に反対するもの，さらに反ソ・ブロック形成策とみていた⁴⁶⁾。

フランスは各国の覚書を検討して報告書を作成し，1930年9月の第11回国際連盟総会で発表した。同月に調査委員会の設置が採択され，第1回ヨーロッパ連合調査委員会が開催された⁴⁷⁾。しかし，各国の利害の調整が困難であり，1929年10月の世界恐慌発生による政治的・経済的混乱の激化から，「ヨーロッパ統合」構想の具体化は第二次世界大戦以降までまたねばならなかった。こうして，ブリアン構想の核心であるドイツを封じ込めるということは，実現出来なかった。

本論文は，『新版 危機の国際政治史』(仮題)の筆者担当の原稿に，加筆，改稿したものである。

44) Wandycz, op. cit., p. 170.

45) 植田，前掲書，84頁。

46) Wandycz, op. cit., p. 171.

47) 植田，前掲書，80-86頁。